

○学校法人武蔵野大学役員等報酬等支給規程

(令和 2年 6月 1日)

改正 令和 3年 4月 1日 令和 4年 12月 8日
令和 5年 5月 25日 令和 7年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人武蔵野大学（以下「この法人」という。）の学校法人武蔵野大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第14条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び総長をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、理事長、常務理事、学内理事、寄附行為第8条第4項に定める常勤監事及び理事会において常勤と定められた総長をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者及び理事会において非常勤と定められた総長をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この法人の役員等であって教学執行者及び教職員を兼務する者の給与等については別に定める。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員等 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬総額（年額）の上限の額は2,500万円とし、各役員等の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 常勤の役員等の退職慰労金は学校法人武蔵野大学専任教職員退職金支給規程を準用して、前項の役員報酬（年額）の16.5分の1を基礎に算定し、支給する。この場合において、在任期間は常勤の役員等に就任した日から起算する。ただし、専任教職員から引続き常勤の役員等に就任した場合には、専任教職員の退職金算定期間を通算し、当該者の退職時に属する年度末に専任教職員退職金として支給するものとする。この場合において、常勤の役員等の在任期間について、専任教職員の退職金と常勤の役員等の退職慰労金の差額を加算して支給する。

3 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

4 前項の規定にかかわらず、非常勤の総長の報酬等は、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月23日（支給日が休日の場合はその前日に支払う。なお、学内事情により支給日を変更することがある。）

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1カ月以内

2 非常勤の役員等に対する報酬は、基本報酬については毎月支給し、理事会及び評議員会等への出席並びにその他法人経営のための業務に対する報酬については都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立

替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等には、職務の執行に要した旅費の費用は、次の各号に定めるところにより支弁する。

(1) 交通費(グリーン料金を含む)

(2) 宿泊費

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の計算期間)

第7条 報酬の計算期間は、その月の1日から末日までとする。

2 役員等がその月中途から就任の場合は、日割計算によって支給する。

3 役員等が退任したときの報酬は、その月の15日まで勤務した場合は月額額の2分の1を、16日以後では全額を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第151条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(庶務)

第9条の2 この規程に関する庶務は人事課が行う。

(細則)

第10条 この規程の細則は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年5月29日文科科学大臣の寄附行為変更認可の日の属する月の翌月の1日より施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人武蔵野大学役員報酬等規程及び学校法人武蔵野大学役員報酬等規程細則は廃止する。

附 則(第2条、第4条改正)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則(第5条改正、第9条の2追加)

この規程は、令和4年12月8日より施行する。

附 則(別表第1改正)

この規程は、令和5年5月25日より施行する。

附 則(規程名称変更、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、別表第1改正)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1 非常勤の役員等の報酬(第4条関係)

(1) 理事

	報酬額
基本報酬	月額10万円
理事会、学外理事者会等会議への出席	1時間ごとに1万円
上記の他、理事長の指示また了承に基づく法人経営のための業務	1時間ごとに1万円

(2) 監事

	報酬額
基本報酬	月額10万円
理事会、評議員会、監事監査等への出席	1時間ごとに1万円
上記の他、理事長の指示また了承に基づく法人経営のための業務	1時間ごとに1万円

(3) 評議員

	報酬額
評議員会への出席	1時間ごとに1万円
上記の他、理事長の指示また了承に基づく法人経営のための業務	1時間ごとに1万円